

第1編 租税特別措置法等に関する改正

I 減価償却に関する改正

1 生産性向上設備等を取得した場合の特別償却制度の創設

〔創設された制度の概要〕

○ 指定期間内に取得・供用した場合の50%（又は25%）特別償却

青色申告書を提出する法人が、産業競争力強化法の施行の日（平成26年1月20日）から平成29年3月31日までの期間（以下「指定期間」といいます。）内に、特定生産性向上設備等の取得等^{（注）}をして、これを国内にある当該法人の事業の用（貸付けの用を除きます。以下同じです。）に供した場合には、その事業の用に供した日を含む事業年度（平成26年4月1日以後に終了する事業年度に限り、合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。下記の即時償却（原則）の場合において同じです。）において、その特定生産性向上設備等の取得価額の50%（建物及び構築物については25%）相当額の特別償却（法人税額の特別控除との選択適用）ができることとされました（措法42の12の5①）。

○ 指定期間内に取得・供用した場合の即時償却

・ 平成26年4月1日以後に終了する事業年度の場合（原則）

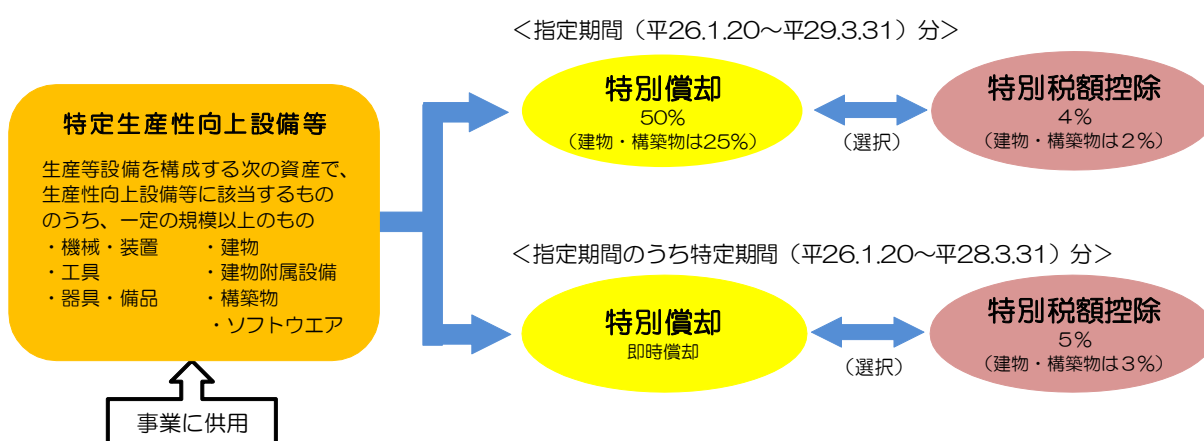
青色申告書を提出する法人が、産業競争力強化法の施行の日（平成26年1月20日）から平成28年3月31日までの期間（以下「指定期間」といいます。）内に、取得等^{（注）}をして、国内にある当該法人の事業の用に供した特定生産性向上設備等については、その国内にある当該法人の事業の用に供した日を含む事業年度において、即時償却（法人税額の特別控除との選択適用）ができることとされました（措法42の12の5①②）。

・ 平成26年4月1日前に終了する事業年度の場合（特例）

青色申告書を提出する法人が、産業競争力強化法の施行の日（平成26年1月20日）から同年4月1日前に終了した事業年度の末日までの間に、取得等^{（注）}をして、国内にある当該法人の事業の用に供した特定生産性向上設備等については、平成26年4月1日を含む事業年度において、即時償却（法人税額の特別控除との選択適用）ができることとされました（措法42の12の5③）。詳細は、(5)をご参照ください。

（注）取得等とは、取得（その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得に限りません。）又は製作若しくは建設をいい、建物にあっては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいいます。）のための工事による取得又は建設を含みます（措法42の12の5①）。以下同じです。

《イメージ図》



(1) 適用対象法人

本制度の適用対象法人は、青色申告書を提出する法人です（措法 42 の 12 の 5 ①～③）。

(2) 指定期間と特定期間

本制度における指定期間とは、産業競争力強化法の施行の日（平成 26 年 1 月 20 日）から平成 29 年 3 月 31 日までの期間をいい、特定期間とは、産業競争力強化法の施行の日（平成 26 年 1 月 20 日）から平成 28 年 3 月 31 日までの期間をいいます（措法 42 の 12 の 5 ①～③）。

(3) 適用対象資産

本制度の適用対象資産である特定生産性向上設備等とは、生産等設備を構成する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物、建物附属設備、構築物並びにソフトウェア(注1)で、産業競争力強化法第 2 条第 13 項に規定する生産性向上設備等(注2)に該当するもののうち、次の【取得価額要件】を満たすものをいいます（措法 42 の 12 の 5 ①～③、措令 27 の 12 の 5 ①～③、措規 20 の 10①②）。

(注1) 電子計算機に対する指令であって一の結果を得ることができるように組み合わせられたもの（これに関連するシステム仕様書その他の書類を含み、複写して販売するための原本や開発研究用のものを除きます。）をいいます（措令 27 の 12 の 5 ①、措規 20 の 10①②）。以下同じです。

(注2) 産業競争力強化法第 2 条第 13 項に規定する生産性向上設備等とは、商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供する施設、設備、機器、装置又はプログラムであって、事業の生産性の向上に特に資するものとして経済産業省令で定めるもの（いわゆる「先端設備」又は「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」に該当するもの）をいいます（産業競争力強化法 2 ⑬、経産省強化法規則 5）。

この「先端設備」とは、次のイ及びロの要件をいずれも満たす設備とされています（経産省強化法規則 5 一）。

イ 最新モデル要件（設備等ごとに販売開始年度内で最新モデル又は販売開始年度が取得等年度若しくはその前年度であるモデルであること）

ロ 生産性向上要件（旧モデル比で生産性指標（生産効率、エネルギー効率、精度等をいいます。）が年平均 1%以上向上していること）

また、「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」とは、本制度の対象となる設備のうち、法人（事業者）が策定した投資計画（投資利益率が 15%以上（中小企業者等は 5%以上）となることが見込まれるものであることにつき経済産業大臣（経済産業局）の確認を受けたものに限り、）に記載されたものとされています（経産省強化法規則 5 二）。

なお、この生産性向上設備等の範囲など産業競争力強化法に関する内容については、経済産業省のホームページ（http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo.html）をご参照ください。

【取得価額要件】

	取得価額要件（①又は②のいずれかを満たしているものであること）	
	① 一台若しくは一基又は一の取得価額	② 一台若しくは一基又は一の取得価額及び一事業年度における取得価額の合計額
機械及び装置	一台又は一基の取得価額が 160 万円以上のもの	—
工具	一台又は一基の取得価額が 120 万円以上のもの	一台又は一基の取得価額が 30 万円以上で、かつ、一事業年度における取得価額の合計額が 120 万円以上のもの
器具及び備品	同上	同上
建物	一の取得価額が 120 万円以上のもの	—
建物附属設備	同上	一の取得価額が 60 万円以上で、かつ、一事業年度における取得価額の合計額が 120 万円以上のもの
構築物	同上	—
ソフトウェア	一の取得価額が 70 万円以上のもの	一の取得価額が 30 万円以上で、かつ、一事業年度における取得価額の合計額が 70 万円以上のもの

(4) 適用対象事業

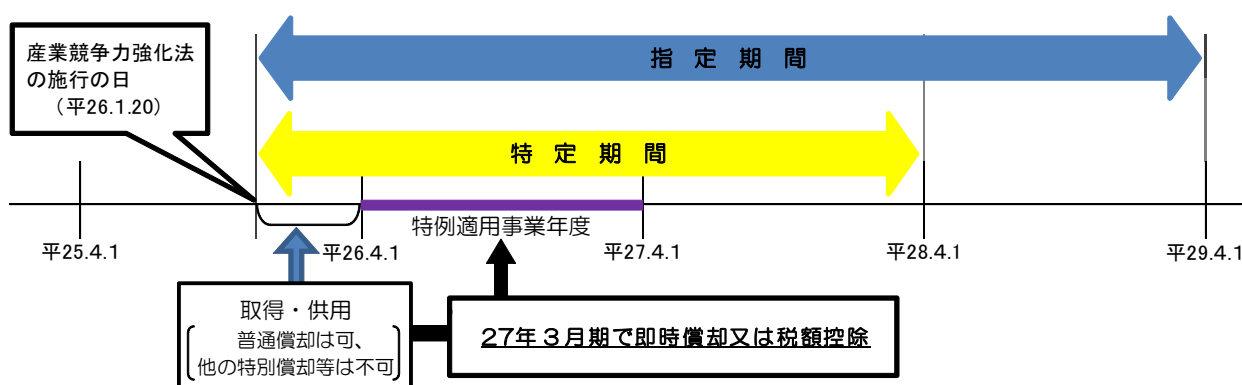
本制度の適用対象となる事業は、国内にある事業とされています（措法 42 の 12 の 5 ①～③）。

(5) 平成26年4月1日前に終了した事業年度に取得等をした特定生産性向上設備等の特例

青色申告書を提出する法人が、産業競争力強化法の施行の日（平成26年1月20日）から同年4月1日前に終了した事業年度の末日までの間に、特定生産性向上設備等の取得等をして、これを国内にある当該法人の事業の用に供した場合（平成26年4月1日前に終了した事業年度において他の特別償却等に関する規定の適用を受けた場合を除きます。）には、平成26年4月1日を含む事業年度（合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の事業年度を除きます。以下「特例適用事業年度」といいます。）において、即時償却（特例適用事業年度開始の時における帳簿価額に相当する金額の償却。法人税額の特別控除との選択適用）をすることができることとされました（措法42の12の5③）。

《イメージ図》

（3月決算法人の場合）



(6) 特別償却限度額

本制度による特別償却限度額は、それぞれ次の算式により計算します（措法42の12の5①～③）。

○ 指定期間内に取得・供用した場合の50%（又は25%）特別償却

（算式）

イ □以外の特定生産性向上設備等

$$\text{特別償却限度額} = \text{特定生産性向上設備等の取得価額} \times 50\%$$

ロ □建物、構築物

$$\text{特別償却限度額} = \text{特定生産性向上設備等の取得価額} \times 25\%$$

○ 特定期間内に取得・供用した場合の即時償却

（算式）

$$\text{特別償却限度額} = \text{特定生産性向上設備等の取得価額(注)} - \text{普通償却限度額}$$

（注） 上記(5)の適用を受ける場合の特例適用事業年度においては、「特例適用事業年度開始の時の帳簿価額」となります。

申告に当たっての注意点

イ 本制度の適用を受けるためには、確定申告書等に特定生産性向上設備等の償却限度額の計算に関する明細書を添付する必要があります（措法42の12の5⑩）。

ロ 経産省強化法規則第5条第1号に規定するいわゆる「先端設備」に該当することについて、工業会等から証明書の発行を受けることができます。この証明書は、本制度の適用を受けられる設備であることの参考となりますので、その発行を受けた場合には、申告の際にその写しを添付してください。

ハ 経産省強化法規則第5条第2号に規定するいわゆる「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」に該当するためには、その設備が法人（事業者）の策定した投資計画に記載がされており、その投資計画について、経済産業大臣（経済産業局）の確認を受ける必要があります。この確認を受けている事実を明らかにするため、申告の際に法人税申告書別表六（二十一）（生産性向上設備等を取扱した場合の法人税額の特別控除に関する明細書）又は特別償却の付表に確認を受けた際に交付された確認書の「確認書番号」を記載するほか、その設備が「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」に該当するものであることを判定する上で参考となる事項を、できるだけ具体的に記載してください。

（注）これらの生産性向上設備等の範囲やロの工業会等による証明制度、ハの経済産業大臣の確認の方法の詳細については、経済産業省のホームページ（http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryouku_kyouka/seisanseikojo.html）をご参照ください。

ニ 所有権移転外リース取引（法令第48条の2第5項第5号に規定する所有権移転外リース取引をいいます。以下同じです。）により取得した特定生産性向上設備等については、本制度の適用はありません（措法42の12の5⑩）。

特に注意していただきたい点

上記(5)のとおり、平成26年3月決算法人などの場合、平成26年4月1日前に終了する事業年度においては、本制度の即時償却（又は法人税額の特別控除）の適用を受けることができません。例えば、3月決算の法人が、平成26年1月20日から同年3月31日までの間に、本制度における対象設備の取得等をし、事業の用に供した場合において、本制度の即時償却（又は法人税額の特別控除）の適用を受けようとするときには、平成27年3月期においてその適用を受けることとなりますので、ご注意ください。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法68の15の6）。

〔適用時期〕

産業競争力強化法の施行の日（平成26年1月20日）以後に、特定生産性向上設備等の取得等をする法人の平成26年4月1日以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます（改正法附則83①、113①、産業競争力強化法附則1、強化法施行期日令）。

2 中小企業者等が機械等を取扱した場合の特別償却制度の整備

〔制度の概要〕

中小企業者等(注1)が、平成10年6月1日から平成26年3月31日までの期間内に、特定機械装置等(注2)でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定機械装置等を製作して、これを国内にある当該中小企業者等の営む指定事業(注3)の用に供した場合には、その指定事業の用に供した日を含む事業年度（合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。以下同じです。）において、その特定機械装置等の取得価額（船舶については取得価額の75%）の30%相当額の特別償却（特定中小企業者等(注4)については、法人税額の特別控除との選択適用）ができることとされています（旧措法42の6①）。

（注1）中小企業者等とは、中小企業者（次のイ及びロの法人をいいます。）又は農業協同組合等で、青色申告書を提出する法人をいいます（旧措法42の4⑥⑩五六、42の6①、旧措令27の4⑩）。以下同じです。

イ 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人のうち次に掲げる法人以外の法人

(イ) その発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上が同一の大規模法人(*)の所有に属している法人

(ロ) (イ)のほか、その発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上が大規模法人(*)の所有に属している法人

(*) 資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。

ロ 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

(注2) 特定機械装置等とは、次のイからニまでに掲げる減価償却資産をいいます(旧措法42の6①、旧措令27の6①～③、旧措規20の3①～⑥)。以下同じです。

イ(イ) 一台又は一基の取得価額が160万円以上の機械及び装置

(ロ) 一台又は一基の取得価額が120万円以上の測定工具、検査工具、電子計算機、インターネットに接続されたデジタル複合機及び試験又は測定機器

ロ 一の取得価額が70万円以上のソフトウェア

ハ 車両総重量3.5t以上の貨物自動車

ニ 内航海運業の用に供される船舶

(注3) 指定事業とは、製造業、建設業等の一定の事業をいいます(旧措法42の6①、旧措令27の6④、旧措規20の3⑦)。以下同じです。

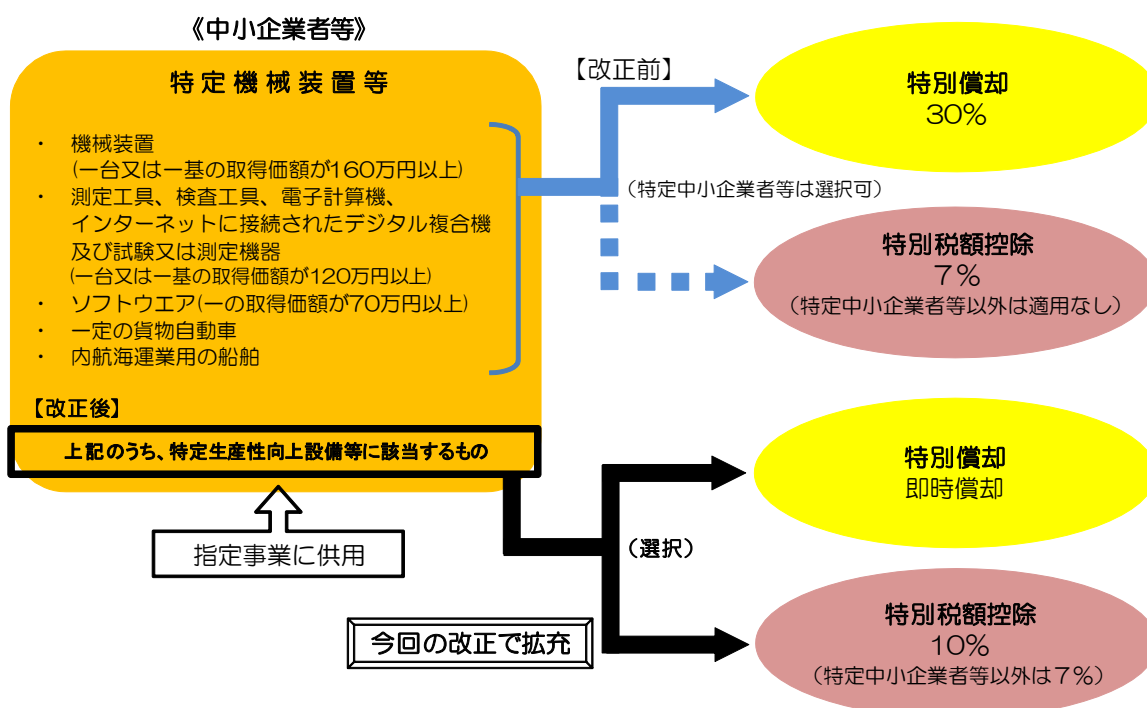
(注4) 特定中小企業者等とは、中小企業者等のうち、資本金の額又は出資金の額が3,000万円以下の法人及び農業協同組合等をいいます(旧措法42の6②、旧措令27の6⑦)。以下同じです。

〔改正の内容〕

(1) 特定期間内に特定生産性向上設備等の取得等をした場合の即時償却の追加等

中小企業者等が、産業競争力強化法の施行の日(平成26年1月20日)から平成29年3月31日までの期間(特定期間)内に、特定機械装置等のうち特定生産性向上設備等(2ページI1③参照)に該当するものでその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定機械装置等のうち特定生産性向上設備等に該当するものを製作して、これを国内にある当該中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合には、その指定事業の用に供した日を含む事業年度のうち平成26年4月1日以後に終了する事業年度において、即時償却(法人税額の特別控除との選択適用)ができることとされました(措法42の6②、42の12の5、措令27の12の5、措規20の10)。

《イメージ図》



その他、本制度におけるこの措置の内容は次のとおりとされています。

イ 適用対象資産

本措置の適用対象資産は、特定機械装置等のうち特定生産性向上設備等に該当するものです。また、本措置における特定生産性向上設備等については、「1 生産性向上設備等を取得した場合の特別償却制度の創設」における特定生産性向上設備等と同様です(措法42の6②③、42の12

の5、措令27の12の5、措規20の10)。詳細については、2ページI 1(3)及び3ページ「申告に当たっての注意点」をご参照ください。

ロ 平成26年4月1日前に終了した事業年度に取得等をした特定生産性向上設備等の特例

本措置においても、「1 生産性向上設備等を取付した場合の特別償却制度の創設」の(5)と同様の特例が設けられています。すなわち、中小企業者等が、産業競争力強化法の施行の日(平成26年1月20日)から同年4月1日前に終了した事業年度の末日までの間に、特定機械装置等のうち特定生産性向上設備等に該当するものの取得等をして、これを国内にある当該中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合(平成26年4月1日前に終了した事業年度において他の特別償却等に関する規定の適用を受けた場合を除きます。)には、平成26年4月1日を含む事業年度(注)(合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の事業年度を除きます。以下「特例適用事業年度」といいます。)において、即時償却(特例適用事業年度開始の時における帳簿価額に相当する金額の償却。法人税額の特別控除との選択適用)ができます(措法42の6③、42の12の5、措令27の12の5、措規20の10)。詳細については、3ページI 1(5)及び4ページ「特に注意していただきたい点」をご参照ください。

(注) 特例適用事業年度の末日においても中小企業者等に該当することが必要です。

ハ 特別償却限度額

本措置に係る特別償却限度額は、「1 生産性向上設備等を取付した場合の特別償却制度の創設」の即時償却と同様です(措法42の6②③、42の12の5)。詳細については、3ページI 1(6)の「○ 特定期間内に取得・供用した場合の即時償却」をご参照ください。

(2) 適用期限の延長

適用期限が平成29年3月31日まで3年延長されました(措法42の6①)。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています(措法68の11)。

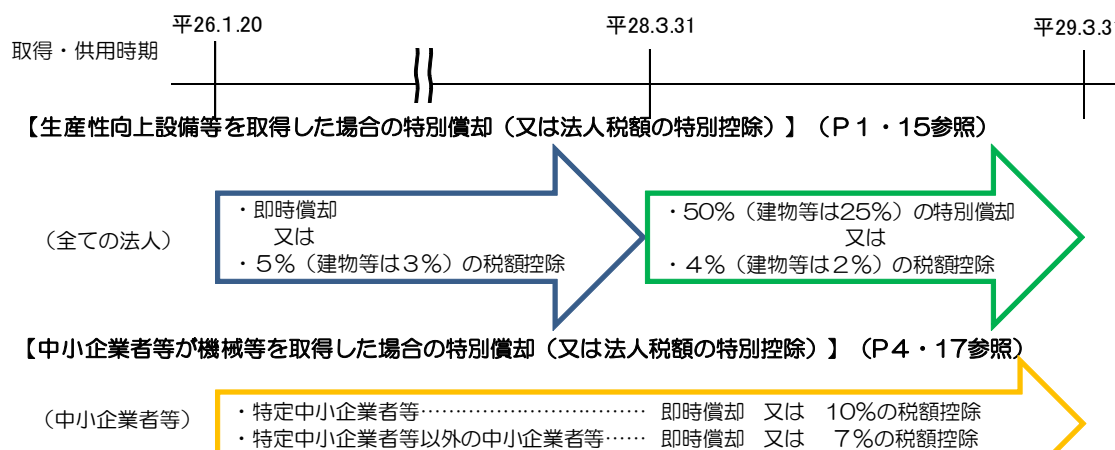
〔適用時期〕

産業競争力強化法の施行の日(平成26年1月20日)以後に、特定機械装置等のうち特定生産性向上設備等に該当するものの取得等をする法人の平成26年4月1日以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます(改正法附則79①、108、産業競争力強化法附則1、強化法施行期日令)。

(参考) 特定生産性向上設備等に係る制度の比較

「生産性向上設備等を取付した場合の特別償却(又は法人税額の特別控除)制度」と「中小企業者等が機械等を取付した場合の特別償却(又は法人税額の特別控除)制度」の関係を図示すると、次のとおりとなります。

《イメージ図》



3 国家戦略特別区域において機械等を取扱した場合の特別償却制度の創設

〔創設された制度の概要〕

1 特別償却

○ 50%（又は25%）の特別償却

青色申告書を提出する法人で特定事業の実施主体として国家戦略特区法の認定区域計画に定められたものが、同法附則第1条第1号に定める日（平成26年4月1日）から平成28年3月31日までの期間（以下「指定期間」といいます。）内に、国家戦略特別区域内において、特定事業の実施に関する計画に記載された特定機械装置等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該計画に記載された特定機械装置等を製作し、若しくは建設して、これを特定事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除きます。以下同じです。）には、供用年度において、その特定機械装置等の取得価額の50%（建物及びその附属設備並びに構築物については25%）相当額の特別償却（法人税額の特別控除との選択適用）ができることとされました（措法42の10①一ロ・二）。

○ 中核的な特定事業の用に供される機械装置・開発研究用器具備品の即時償却

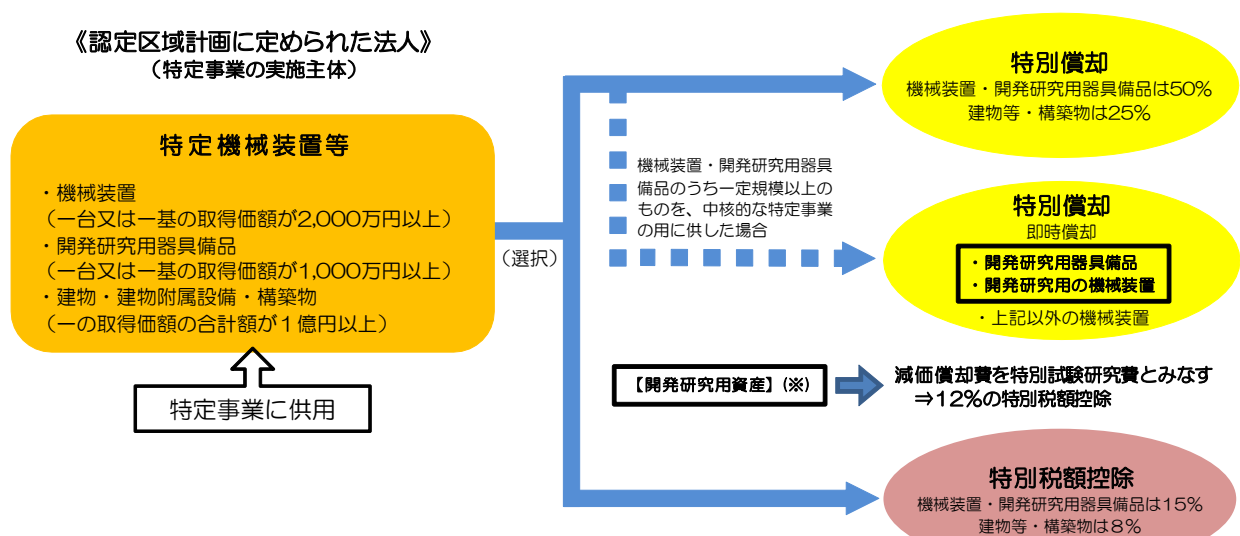
青色申告書を提出する法人で特定事業の実施主体として国家戦略特区法の認定区域計画に定められたものが、指定期間内に、国家戦略特別区域内において、特定事業の実施に関する計画に記載された特定機械装置等のうち、中核的な特定事業の用に供される機械及び装置並びに器具及び備品（開発研究^注の用に供されるものに限ります。以下「開発研究用器具備品」といいます。）で一定規模以上のものの取得等をして、中核的な特定事業の用に供した場合には、供用年度において即時償却（法人税額の特別控除との選択適用）ができることとされました（措法42の10①一イ）。

2 研究開発税制（特別試験研究費）の特例

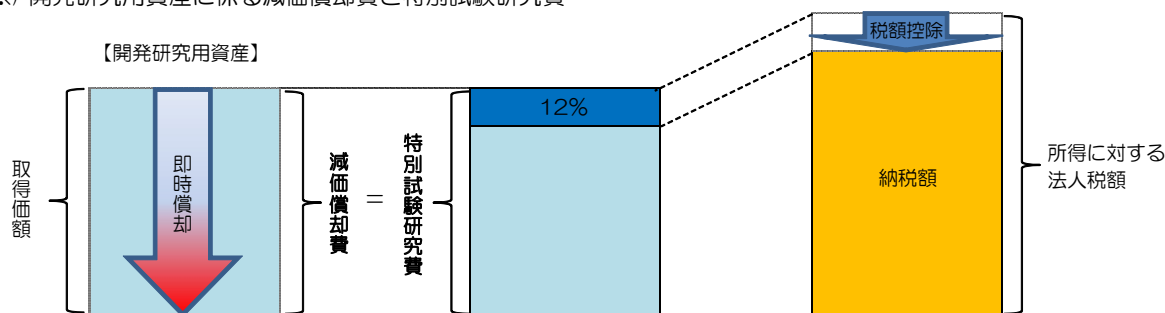
上記1の即時償却の対象となる機械及び装置（開発研究^注の用に供されるものに限ります。）並びに開発研究用器具備品（以下「開発研究用資産」といいます。）につき、上記1の特別償却のいずれかの適用を受ける場合には、その減価償却費として損金の額に算入する金額は、特別試験研究費の額とみなして、その特別試験研究費の額の12%相当額の法人税額の特別控除ができることとされました（措法42の10⑥、42の4、42の4の2）。

（注）開発研究とは、新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究をいいます（措法42の10①一、措令27の10①）。以下同じです。

《イメージ図》



(※) 開発研究用資産に係る減価償却費と特別試験研究費



(1) 適用対象法人

本制度の適用対象法人は、青色申告書を提出する法人で特定事業（(4)を参照）の国家戦略特区法第8条第2項第2号に規定する実施主体として同法第11条第1項に規定する認定区域計画（以下「認定区域計画」といいます。）に定められた法人です（措法42の10①、国家戦略特区法8②二、11①）。

(2) 指定期間

本制度の指定期間とは、国家戦略特区法附則第1条第1号に定める日（平成26年4月1日）から平成28年3月31日までの期間をいいます（措法42の10①、国家戦略特区法附則1一、国家戦略特区法施行期日令）。

(3) 適用対象資産

本制度の適用対象資産は、認定区域計画に定められた特定事業の実施に関する計画（具体的には、国家戦略特別区域担当大臣の確認を受けた事業実施計画をいいます。）に記載された特定機械装置等をいいます。また、特定機械装置等とは、次のイからハまでに掲げる減価償却資産の区分に応じそれぞれ次に掲げる規模のものをいいます（措法42の10①、措令27の10②③、措規20の5②、国家戦略特区法規則3②）。

イ 機械及び装置……………一台又は一基の取得価額が2,000万円以上

ロ 開発研究用器具備品(注)……………一台又は一基の取得価額が1,000万円以上

(注) 具体的には、専ら開発研究の用に供される耐用年数省令別表第六に掲げる器具及び備品（試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡）をいいます（措規20の5③）。以下同じです。

ハ 建物及びその附属設備並びに構築物……………一の取得価額の合計額が1億円以上

さらに、即時償却の対象となる中核的な特定事業（(4)を参照）の用に供される特定機械装置等は、上記イ及びロの減価償却資産のうち、それぞれ次に掲げる規模のものに限ります（措法42の10①一イ、措令27の10③）。

- ・ 機械及び装置……………一台又は一基の取得価額が4,000万円以上
- ・ 開発研究用器具備品……………一台又は一基の取得価額が2,000万円以上

(4) 適用対象事業

本制度の適用対象事業である特定事業とは、次のイ又はロのいずれかの事業をいいます（措法42の10①、措規20の5①、国家戦略特区法2②、国家戦略特区法規則1）。

イ 国家戦略特区法第2条第2項第1号に掲げる事業のうち産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資するもの（具体的には、同法別表に掲げる事業で、規制の特例措置の適用を受けるもののうち、国家戦略特区法規則第1条各号に掲げるもの）

ロ 国家戦略特区法第2条第2項第2号に掲げる事業（具体的には、国家戦略特区法規則第1条各号に掲げる事業であって、指定金融機関から資金の貸付けを受けて行われるもの）

また、即時償却の対象となる中核的な特定事業とは、特定事業のうち、産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に著しく資するもの（具体的には、国家戦略特区法規則第1条第2号に掲げる事業）をいいます（措法42の10①一イ、措規20の5④、国家戦略特区法規則1二）。

(5) 供用年度

本制度の適用がある供用年度は、特定機械装置等を特定事業の用に供した日を含む事業年度です。ただし、合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます（措法 42 の 10①）。

(6) 特別償却限度額

本制度による特別償却限度額は、次の算式により計算します（措法 42 の 10①）。

- 即時償却（中核的な特定事業の用に供される機械及び装置、開発研究用器具備品で一定規模以上のもの）

（算式）

$$\text{特別償却限度額} = \text{特定機械装置等の取得価額} - \text{普通償却限度額}$$

- 50%（又は 25%）の特別償却

（算式）

イ 即時償却の対象となる特定機械装置等以外の機械及び装置、開発研究用器具備品

$$\text{特別償却限度額} = \text{特定機械装置等の取得価額} \times 50\%$$

ロ 建物、建物附属設備、構築物

$$\text{特別償却限度額} = \text{特定機械装置等の取得価額} \times 25\%$$

(7) 特別試験研究費（法人税額の特別控除）

法人が即時償却の対象となる開発研究用資産につき本制度による特別償却をした場合、その開発研究の用に供した日を含む事業年度のその開発研究用資産に係る償却費として損金の額に算入する金額は、試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度（措法 42 の 4、42 の 4 の 2）の適用上、特別試験研究費の額（措法 42 の 4 ⑬三）に該当するものとみなして、その特別試験研究費の額の 12%相当額（その事業年度の法人税額の 20%（平成 27 年 3 月 31 日までに開始する事業年度については 30%）相当額が限度とされます。）の法人税額の特別控除をすることができます（措法 42 の 10⑥、42 の 4、42 の 4 の 2）。

なお、試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度における税額控除限度超過額の繰越控除（措法 42 の 4 ③⑦）を適用する場合には、繰越控除を行うための要件の判定の基礎となる試験研究費の額は、即時償却の対象となる開発研究用資産の特別償却実施額（その開発研究用資産に係る償却費として損金の額に算入された金額から普通償却限度額を控除した残額）を控除した金額とすることとされています（措法 42 の 10⑦、措令 27 の 10④）。

申告に当たっての注意点

- イ 本制度の適用を受けるためには、確定申告書等に特定機械装置等の償却限度額の計算に関する明細書を添付する必要があります（措法 42 の 10⑨）。
- ロ 所有権移転外リース取引により取得した特定機械装置等については、本制度の適用はありません（措法 42 の 10⑧）。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法 68 の 14）。

〔適用時期〕

国家戦略特区法附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日（平成 26 年 4 月 1 日）以後に取得又は製作若しくは建設をする特定機械装置等について適用されます（改正法附則 81①、110①、国家戦略特区法附則 1 一、国家戦略特区法施行期日令）。

4 耐震基準適合建物等の特別償却制度の創設

〔創設された制度の概要〕

1 既存建築物に耐震改修を行った場合の特別償却

青色申告書を提出する法人で、その有する耐震改修対象建築物につき平成 27 年 3 月 31 日までに耐震改修促進法の規定による耐震診断結果の報告を行ったものが、平成 26 年 4 月 1 日からその報告を行った日以後 5 年を経過する日までの間に、耐震基準適合建物等のうちその建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は耐震基準適合建物等を建設して、これを当該法人の事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度において、その耐震基準適合建物等の取得価額の 25%相当額の特別償却ができることとされました（措法 43 の 2 ①）。

(1) 適用対象法人

本制度の適用対象法人は、青色申告書を提出する法人でその有する耐震改修対象建築物(注)につき平成 27 年 3 月 31 日までに耐震改修促進法第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による耐震診断結果の報告を行ったもの（その報告に関する命令又は必要な耐震改修に関する指示を受けたものを除きます。）です（措法 43 の 2 ①、耐震改修促進法 7、8 ①、12②、附則 3）。

(注) 耐震改修対象建築物とは、耐震改修促進法第 7 条に規定する要安全確認計画記載建築物又は同法附則第 3 条第 1 項に規定する要緊急安全確認大規模建築物をいいます（耐震改修促進法 7、附則 3 ①）。以下同じです。

(2) 適用対象資産

本制度の適用対象資産である耐震基準適合建物等とは、法人の有する耐震改修対象建築物の部分について行う耐震改修促進法第 2 条第 2 項に規定する耐震改修(注)のための工事の施行に伴って取得し、又は建設するその耐震改修対象建築物の部分を含みます（措法 43 の 2 ①、措規 20 の 11①、耐震改修促進法 2 ②）。

(注) 耐震改修は、その耐震改修対象建築物の地震に対する安全性の向上に資するものとして、次のイからハまでのいずれかの者から、当該工事により耐震改修促進法における耐震関係規定又は国土交通大臣が定める基準に適合することとなる旨の証明書による証明がなされたものに限り（措規 20 の 11①、耐震改修促進法 5 ③一、17③一）。

- イ 耐震改修対象建築物の所在地の地方公共団体の長
- ロ 建築基準法第 77 条の 21 第 1 項に規定する指定確認検査機関
- ハ 建築士法第 23 条の 3 第 1 項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士

(3) 特別償却限度額

本制度による特別償却限度額は、次の算式により計算します（措法 43 の 2 ①）。

(算 式)

$$\text{特別償却限度額} = \text{耐震基準適合建物等の取得価額} \times 25\%$$

2 港湾の民有護岸等の耐震化を行った場合の特別償却

青色申告書を提出する法人で、港湾隣接地域内において有する特定技術基準対象施設につき平成 27 年 3 月 31 日までに港湾管理者からの求めに対し港湾法の規定による報告を行ったものが、港湾法一部改正法附則第 1 条第 2 号に定める日からその報告を行った日以後 3 年を経過する日までの間に、技術基準適合施設のうちその建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は技術基準適合施設を建設して、これを当該法人の事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度において、その技術基準適合施設の取得価額の 20%相当額の特別償却ができることとされました（措法 43 の 2 ②）。

(1) 適用対象法人

本制度の適用対象法人は、青色申告書を提出する法人で港湾法第 37 条第 1 項に規定する港湾隣接地域内において有する同法第 56 条の 2 の 21 第 1 項に規定する特定技術基準対象施設(注1)につき平成 27 年 3 月 31 日までに同法第 56 条の 5 第 3 項の規定により同法第 2 条第 1 項に規定する港湾管理者からの求めに対する報告(注2)を行ったもの（その特定技術基準対象施設について同法第 56 条の 2 の 21 第 1 項の規定による勧告を受けたものを除きます。）です（措法 43 の 2 ②、港湾法 2 ①、37

①、56の2の21①、56の5③)。

(注1) 特定技術基準対象施設は、非常災害により損壊した場合において船舶の交通に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの(具体的には、護岸、岸壁及び栈橋)に限ります(措法43の2①、措令28の2)。以下同じです。

(注2) 港湾法第56条の2の2第1項に規定する技術基準(以下「技術基準」といいます。)のうち地震に対する安全性に係るものに適合するかどうかの点検の結果についての報告に限ります。

(2) 適用対象資産

本制度の適用対象資産である技術基準適合施設とは、法人が有する特定技術基準対象施設の部分について行う改良のための工事の施行に伴って取得し、又は建設するその特定技術基準対象施設(注)の部分を行います(措法43の2②、措規20の11②)。

(注) 港湾管理者から、当該改良のための工事により技術基準に適合することとなるものである旨の証明書による証明がなされたものに限ります(措規20の11②、港湾法56の2の2①)。

(3) 特別償却限度額

本制度による特別償却限度額は、次の算式により計算します(措法43の2②)。

(算式)

$$\text{特別償却限度額} = \text{技術基準適合施設の取得価額} \times 20\%$$

申告に当たっての注意点

上記1又は2の制度の適用を受けるためには、確定申告書等に耐震基準適合建物等又は技術基準適合施設の償却限度額の計算に関する明細書を添付する必要があります(措法43の2③)。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています(措法68の17)。

〔適用時期〕

上記1の措置については、平成26年4月1日以後に取得等をする耐震基準適合建物等について適用されます。また、上記2の措置については、港湾法一部改正法附則第1条第2号に定める日以後に取得等をする技術基準適合施設について適用されます(港湾法一部改正法附則1二)。

5 その他

○ その他、減価償却制度について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等																											
(1) エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却(旧措法42の5①一ハ、68の10①一ハ、旧措令27の5③④、改正法附則78、107、平23財務省告示第219号、平26財務省告示第105号)	○ 適用対象設備から次の減価償却資産が除外されました。	平26.4.1前に取得等をしたエネルギー環境負荷低減推進設備等については、従来どおり適用されます。																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>別表</th> <th>番号</th> <th>除外された減価償却資産</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧別表3</td> <td></td> <td>熱電併給型動力発生装置</td> </tr> <tr> <td rowspan="13">旧別表4</td> <td>1</td> <td>熱併給型動力発生装置</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>高効率配線設備</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>高効率複合工作機械</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>ハイブリッド建設機械</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>高効率電気式誘導加熱炉</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>断熱強化型工業炉</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>高性能工業炉廃熱回収式燃焼装置</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>ガス冷房装置</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>高断熱窓設備</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>氷蓄熱式冷凍機組込型空調機</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>高効率照明設備</td> </tr> </tbody> </table>		別表	番号	除外された減価償却資産	旧別表3		熱電併給型動力発生装置	旧別表4	1	熱併給型動力発生装置	3	高効率配線設備	4	高効率複合工作機械	5	ハイブリッド建設機械	6	高効率電気式誘導加熱炉	7	断熱強化型工業炉	8	高性能工業炉廃熱回収式燃焼装置	13	ガス冷房装置	15	高断熱窓設備	16	氷蓄熱式冷凍機組込型空調機
別表	番号	除外された減価償却資産																											
旧別表3		熱電併給型動力発生装置																											
旧別表4	1	熱併給型動力発生装置																											
	3	高効率配線設備																											
	4	高効率複合工作機械																											
	5	ハイブリッド建設機械																											
	6	高効率電気式誘導加熱炉																											
	7	断熱強化型工業炉																											
	8	高性能工業炉廃熱回収式燃焼装置																											
	13	ガス冷房装置																											
	15	高断熱窓設備																											
	16	氷蓄熱式冷凍機組込型空調機																											
	17	高効率照明設備																											

改正事項	改正の内容	適用時期等										
<p>(2) 国際戦略総合特別区域において機械等を取 得した場合の特別償却 (措法42の11⑦、68の15 ⑦)</p> <p>(措法42の11①、68の15 ①)</p>	<p>○ 措法42の10(国家戦略特別区域において機械等を取 得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)の適用を受けた事 業年度においては、本制度の適用ができないこととされまし た。</p> <p>○ 適用期限が平成28年3月31日まで2年延長されました。</p>	—										
<p>(3) 特定設備等の特別償 却(昭48大蔵省告示第 69号、平26財務省告示 第106号)</p>	<p>○ 指定物質等回収設備に係る措置について、適用期限が平成 28年3月31日まで2年延長されました。</p>	—										
<p>(4) 集積区域における集 積産業用資産の特別償 却(旧措法44、68の20、 旧措令28の5、39の49、 改正法附則84②、115 ②)</p>	<p>○ 本制度は廃止されました。</p>	平26.4.1前に取得等を した集積産業用資産 については、従来どお り適用されます。										
<p>(5) 特定農産加工品生産 設備等の特別償却(措 法44の4①、68の25①)</p>	<p>○ 特定農産加工品生産設備に係る措置について、適用期限が 平成28年3月31日まで2年延長されました。</p>	—										
<p>(6) 特定信頼性向上設備 等の特別償却(措法44 の5②、68の26②、措 規20の15③、22の34)</p>	<p>○ 放送ネットワークの災害対策促進に係る措置が追加されま した。この追加された措置の内容は次表のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="502 1019 1157 1456"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>改 正 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対 象 者</td> <td>青色申告書を提出する法人で、放送法に規定す る基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者 に該当するもの</td> </tr> <tr> <td>対 象 設 備</td> <td>次に掲げる設備で、製作等の後事業の用に供さ れたことのないもの ・総務大臣の確認を受けた基幹放送設備等整備 計画に記載された基幹放送設備又は特定地 上基幹放送局等設備 ・総務大臣の確認を受けた基幹放送局設備整備 計画に記載された基幹放送局設備</td> </tr> <tr> <td>特別償却割合</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>適 用 期 間</td> <td>平成26年4月1日から平成28年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	改 正 後	対 象 者	青色申告書を提出する法人で、放送法に規定す る基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者 に該当するもの	対 象 設 備	次に掲げる設備で、製作等の後事業の用に供さ れたことのないもの ・総務大臣の確認を受けた基幹放送設備等整備 計画に記載された基幹放送設備又は特定地 上基幹放送局等設備 ・総務大臣の確認を受けた基幹放送局設備整備 計画に記載された基幹放送局設備	特別償却割合	15%	適 用 期 間	平成26年4月1日から平成28年3月31日まで	平26.4.1以後に取得等 をする設備について 適用されます。
区 分	改 正 後											
対 象 者	青色申告書を提出する法人で、放送法に規定す る基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者 に該当するもの											
対 象 設 備	次に掲げる設備で、製作等の後事業の用に供さ れたことのないもの ・総務大臣の確認を受けた基幹放送設備等整備 計画に記載された基幹放送設備又は特定地 上基幹放送局等設備 ・総務大臣の確認を受けた基幹放送局設備整備 計画に記載された基幹放送局設備											
特別償却割合	15%											
適 用 期 間	平成26年4月1日から平成28年3月31日まで											
<p>(7) 特定地域における工 業用機械等の特別償却 (措法45①表二、68の27 ①、措令28の9②二ロ、 ⑦、措規20の16③④、 改正法附則84③、115 ③、改正措令附則20②、 31②)</p> <p>(措法45①表三、68の27 ①、措令28の9①三、 ②二、⑨⑩、改正法附 則84③④、115③④、改 正措令附則20①②、31 ①②)</p>	<p>○ 沖縄振興特別措置法の改正等に伴い、次のとおり改正が行 われました。</p> <p>イ 産業高度化・事業革新促進地域に係る措置の見直し</p> <p>(イ) 対象設備の規模について、機械及び装置並びに器具及 び備品で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の 合計額の要件が100万円超(改正前:500万円超)に引き 下げられました。</p> <p>(ロ) 一定の対象事業に係る対象資産に、開発研究用の器具 及び備品が追加されました。</p> <p>ロ 国際物流拠点産業集積地域に係る措置の見直し</p> <p>(イ) 対象地区について、提出国際物流拠点産業集積計画に おいて国際物流拠点産業集積地域として定められている 地区とされました。</p> <p>(ロ) 対象設備の規模について、機械及び装置で一の生産等 設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円超で あることとする要件が追加され、一の生産等設備を構成 する減価償却資産(無形固定資産及び生物を除きます)。</p>	<p>平26.4.1以後に取得等 をするものについて 適用され、同日前に取 得等をしたものにつ いては、従来どおり適 用されます。</p> <p>同 上</p>										

改正事項	改正の内容	適用時期等														
<p>(措法45①表四、68の27①、措令28の9①四、②二、措規20の16④、改正法附則84③、115③)</p>	<p>以下(7)において同じです。)の取得価額の合計額が1,000万円超であることとする要件との選択とすることとされました。</p> <p>(ハ) 対象となる事業に航空機整備業が追加され、対象となる建物を事務所用、作業場用、格納庫用又は倉庫用の建物とすることとされました。</p> <p>ハ 経済金融活性化特別地区に係る措置が追加されました。この措置の内容は次表のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="502 526 1149 1086"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象地区</td> <td>経済金融活性化特別地区として指定された地区</td> </tr> <tr> <td>対象事業</td> <td>認定経済金融活性化計画に記載された特定経済金融活性化産業に属する事業</td> </tr> <tr> <td>対象設備</td> <td>対象事業の用に供する設備で、次に掲げるいずれかの規模のもの ・一の生産等設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの ・機械及び装置並びに器具及び備品で一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>対象資産</td> <td>・機械及び装置 ・一定の器具及び備品 ・建物及びその附属設備</td> </tr> <tr> <td>特別償却割合</td> <td>50%(建物及びその附属設備については、25%)</td> </tr> <tr> <td>適用期間</td> <td>経済金融活性化計画の認定の日から平成29年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	区分	改正後	対象地区	経済金融活性化特別地区として指定された地区	対象事業	認定経済金融活性化計画に記載された特定経済金融活性化産業に属する事業	対象設備	対象事業の用に供する設備で、次に掲げるいずれかの規模のもの ・一の生産等設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの ・機械及び装置並びに器具及び備品で一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円を超えるもの	対象資産	・機械及び装置 ・一定の器具及び備品 ・建物及びその附属設備	特別償却割合	50%(建物及びその附属設備については、25%)	適用期間	経済金融活性化計画の認定の日から平成29年3月31日まで	<p>同上</p>
区分	改正後															
対象地区	経済金融活性化特別地区として指定された地区															
対象事業	認定経済金融活性化計画に記載された特定経済金融活性化産業に属する事業															
対象設備	対象事業の用に供する設備で、次に掲げるいずれかの規模のもの ・一の生産等設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの ・機械及び装置並びに器具及び備品で一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円を超えるもの															
対象資産	・機械及び装置 ・一定の器具及び備品 ・建物及びその附属設備															
特別償却割合	50%(建物及びその附属設備については、25%)															
適用期間	経済金融活性化計画の認定の日から平成29年3月31日まで															
<p>(措法45②表三、68の27②表三、措令28の9⑫⑭⑱⑳、39の56②④⑦、措規20の16⑤、旧措法45②表二、旧措令28の9⑯、改正法附則84⑤⑥、115⑤⑥、改正措令附則20③④、31③④、改正措規附則9、15)</p>	<p>○ 奄美群島振興開発特別措置法の改正に伴い、奄美群島に係る措置が改組されました。改組後の措置の内容は次表のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="502 1276 1149 2004"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象地区</td> <td>認定産業振興促進計画に記載された計画区域内の地区</td> </tr> <tr> <td>対象事業</td> <td>製造業、農林水産物等販売業、旅館業及び情報サービス業等のうち、認定産業振興促進計画に記載された事業</td> </tr> <tr> <td>対象設備</td> <td>対象事業の用に供する設備で、その一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が次に掲げる金額以上のもの ・製造業、旅館業：500万円（資本金の額等が5,000万円超1億円以下の法人は1,000万円、資本金の額等が1億円超の法人は2,000万円） ・農林水産物等販売業、情報サービス業等：500万円</td> </tr> <tr> <td>対象資産</td> <td>対象設備を構成する減価償却資産のうち次に掲げるもの ・機械及び装置 ・建物及びその附属設備 ・構築物</td> </tr> <tr> <td>割増償却割合</td> <td>32%(建物及びその附属設備並びに構築物については、48%)</td> </tr> <tr> <td>適用期間</td> <td>認定産業振興促進計画に記載された計画期間の初日から平成27年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	区分	改正後	対象地区	認定産業振興促進計画に記載された計画区域内の地区	対象事業	製造業、農林水産物等販売業、旅館業及び情報サービス業等のうち、認定産業振興促進計画に記載された事業	対象設備	対象事業の用に供する設備で、その一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が次に掲げる金額以上のもの ・製造業、旅館業：500万円（資本金の額等が5,000万円超1億円以下の法人は1,000万円、資本金の額等が1億円超の法人は2,000万円） ・農林水産物等販売業、情報サービス業等：500万円	対象資産	対象設備を構成する減価償却資産のうち次に掲げるもの ・機械及び装置 ・建物及びその附属設備 ・構築物	割増償却割合	32%(建物及びその附属設備並びに構築物については、48%)	適用期間	認定産業振興促進計画に記載された計画期間の初日から平成27年3月31日まで	<p>同上</p>
区分	改正後															
対象地区	認定産業振興促進計画に記載された計画区域内の地区															
対象事業	製造業、農林水産物等販売業、旅館業及び情報サービス業等のうち、認定産業振興促進計画に記載された事業															
対象設備	対象事業の用に供する設備で、その一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が次に掲げる金額以上のもの ・製造業、旅館業：500万円（資本金の額等が5,000万円超1億円以下の法人は1,000万円、資本金の額等が1億円超の法人は2,000万円） ・農林水産物等販売業、情報サービス業等：500万円															
対象資産	対象設備を構成する減価償却資産のうち次に掲げるもの ・機械及び装置 ・建物及びその附属設備 ・構築物															
割増償却割合	32%(建物及びその附属設備並びに構築物については、48%)															
適用期間	認定産業振興促進計画に記載された計画期間の初日から平成27年3月31日まで															

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(8) 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却 (措法46①、68の31①、旧措令29①②、39の60①②、改正法附則77)</p> <p>(措法46①、68の31①)</p>	<p>○ 対象設備から構築物並びに車両及び運搬具が除外されました。</p> <p>○ 適用期限が平成28年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>平26.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>
<p>(9) 次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却 (措法46の3①、68の33①)</p>	<p>○ 適用期限が平成27年3月31日まで1年延長されました。</p>	<p>—</p>
<p>(10) 特定再開発建築物等の割増償却 (措法47の2③二、68の35③二、措令29の5④、39の64④、改正法附則1十七、84⑦、115⑦)</p> <p>(措法47の2①③三、68の35①③三、措令29の5⑤、39の64⑤、措規20の21③⑤三、22の42③④三、改正法附則1十六、84⑧、115⑧)</p>	<p>○ 都市再生特別措置法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物に係る措置について、特定再開発建築物等に国家戦略特区法の認定を受けた国家戦略民間都市再生事業を定めた区域計画に基づく都市再生事業により整備される建築物に係るものが追加されました。</p> <p>○ 中心市街地の活性化に関する法律の認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づいて行われる特定民間中心市街地経済活力向上事業により整備される建築物及び構築物に係る措置 (割増償却率30%) が追加されました。</p>	<p>平26.4.1以後に取得等をする特定再開発建築物等について適用されます。</p> <p>中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律 (平成26年法律第30号) の施行の日以後に取得等をする特定再開発建築物等について適用されます。</p>